

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問29（情）第6号）

第1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成29年5月19日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「平成28年5月31日（火）に行われた『南朝鮮修学旅行説明会』における教育長〇〇が誰と話し合いを行ったか（全ての人物）解る文章。当日及び準備、その後も含む。」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

なお、本件請求の開示請求書には、当該開示請求書を受け付けた職員が聞き取った事項として、「旅行代理店や報道陣との会合も含めて対象としてもらいたい。」と記載されていた。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求の対象となる文書を作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成29年5月31日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成29年6月7日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件請求の対象となる文書を全て開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

教育長〇〇が南朝鮮側と誰とも話を行わずに説明会参加が決定したことを証明する文書及び記録がない。上記を保証する証拠は何もない。そのため、文書及び記録は存在する。また、紙片への端書も業務に関する限り請求の対象となる。隠ぺいは許されない。

実施機関は、交流会はあくまで懇談の域を出ないものであると説明をしているが、この証明はどこにあり、誰が保証し、いかなる証拠があるか説明なく、その

様な多額の金銭が教育長の参加により影響を与えない修学旅行でなく無料の旅行ではない。

また、実施機関が説明する確認の電話についても、通常一般人であれば、いついつまでに返事をくださいと求められ、また、いついつ頃までに返事をいたしますというのが常識であると考えるが、秘書係はまたまた意図的に情報を不開示にしていると思料する。

会場でも直接南朝鮮側と何も話もなく突然挨拶を行うことはあり得ない。常態としていつも突然全く話合いなく行われている秘書係の記録についても説明はない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件請求における「南朝鮮修学旅行説明会」を、平成28年5月31日に駐広島大韓民国総領事館（以下「韓国総領事館」という。）の主催で開催された「韓国修学旅行説明会」（以下「本件説明会」という。）と解し、本件請求を「本件説明会に関して、その開催前、当日、開催後に、広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が行った話合いの相手が記録された文書」（以下「本件請求文書」という。）を求めるものであると判断した。
- (2) 本件説明会当日の教育長の主要な役割は、その冒頭で挨拶を行うことであり、記録を残すようなものではない。その後に行われた交流会（以下「本件交流会」という。）も、その内容はあくまで懇談の域を出ないものであって、記録を残すような性格のものではない。
- (3) 本件説明会開催前には、まず、平成28年4月20日ごろ、韓国総領事館から広島県教育委員会事務局総務課秘書広報室秘書係（以下「秘書係」という。）に対して、教育長の参加可能な日の確認が電話であった（これについて、特別に記録は残していない。）。

その後、同月28日、文書で正式な出席と来賓挨拶の依頼があり、秘書係が教育長に参加の意向を確認したところ、教育長から参加を了とする指示があったため、韓国総領事館から送付された「韓国語採択校及び韓国学校との姉妹交流校との交流会（ご招待）」と題する招待状（以下「本件招待状」という。）の左上部に「行事案内」の欄を設け、その「出席」欄にチェックを入れて教育長出席の情報を共有したうえ、秘書係が電話により教育長の参加が可能であることを韓国総領事館に伝えた（本件招待状は、審査請求人による別の開示請求により部分開示済みである。）。

本件説明会当日までのやり取りは以上のとおりであり、教育長と秘書係、秘書係と韓国総領事館との連絡は全て口頭で行われ、その記録は、特別に作成していない。また、韓国総領事館との連絡は全て秘書係が窓口となって行っており、教育長が直接韓国総領事館と話合いをしたこともない。

- (4) 本件説明会開催後については、本件説明会及び本件交流会は当日に完結する

性格のものであり、その後何らかの意思決定等を要するものでなく、話し合いは行われていない。

- (5) 以上のとおりであるから、本件請求に係る行政文書は存在せず、本件処分には、何ら違法又は不当な点はない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、本件説明会に関して、その開催前、当日又は開催後に、教育長が行った話し合いの相手が記録された文書の開示を求めるものであり、実施機関は、当該文書を作成又は取得していないとして、本件処分を行った。

審査請求人は、本件請求文書が存在するはずである旨主張することから、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

- (1) 実施機関は、本件説明会における教育長の主要な役割は挨拶を行うことであり、本件交流会も懇談の域を出ないものであって、いずれも当日で完結する性格のものである旨説明する。

当審査会において本件招待状を見分したところ、第1部として本件説明会が、第2部として本件交流会が行われることとされ、教育長の役割として、第1部の冒頭に、主催者挨拶後、来賓として挨拶を行うことが記載されており、本件説明会への教育長の出席は、挨拶が主目的の儀礼的なものであったものと認められる。

また、本件交流会の主たる出席者は、韓国語採択校の校長及び韓国の学校と姉妹縁組している学校の校長が想定されていたほか、本件交流会の開催場所は広島市内のホテルであり、実施時間は18時から20時までとなっていたことから、本件交流会は、懇談を主目的とした会合であったものと認められる。

以上のことから、本件説明会及び本件交流会に関する実施機関の説明に、不自然又は不合理な点は認められない。

- (2) なお、審査請求人が本件請求に言う「話し合い」の相手として、本件請求時の審査請求人の申立て内容から、本件説明会的主催者である韓国総領事館の関係者のみならず、旅行代理店や報道陣（以下「旅行代理店等」という。）も想定していたものと考えられる。

当審査会から実施機関に対し、旅行代理店等も話し合いの相手として認識し、本件請求文書を探索したかどうかを確認したところ、本件請求の内容に旅行代理店等が含まれていることは認識していたが、教育長は招待された立場であり、主催者が旅行代理店等に対してどのような調整を行っているかは実施機関としては把握しておらず、本件説明会の出席は儀礼的なものであり、説明会での教育長の会話内容や会話を行った相手等を確認する必要が認められないため、韓国総領事館の関係者あるいは旅行代理店等を問わず、教育長が誰と話し合いを行ったかについては逐一記録していないということであった。

(3) 実施機関は、上記第4(3)及び上記(2)のとおり、本件説明会開催前においては、秘書係が教育長の出欠の可否について韓国総領事館と電話連絡したのみであり、その記録も作成していない旨説明する。

当審査会から実施機関に対して確認したところ、教育長の職務に関する日程は、全て秘書係を通して管理しており、実施機関以外の者が主催する会議への教育長の出欠については、秘書係が必要に応じて関係課と調整を行った上で、職務上の出席の有無を教育長に確認し、秘書係又は関係課から主催者に連絡しているとのことであった。

また、秘書係が行う電話連絡は、全て記録されているものではなく、教育長のスケジュールに関する問合せに関し、日程、会議名等の内容についてメモを残すことはあっても、行政文書として残すことはないということであった。

本件説明会における教育長の主な役割は来賓としての挨拶であることからすると、本件説明会開催前において、教育長が旅行代理店等や韓国総領事館と話し合いをする必然性はなく、実施機関としては、本件説明会の主催者である韓国総領事館に対して教育長が出席する旨を回答すれば足りると認められる。

そして、秘書係の教育長の職務に関する日程管理に係る役割及び電話連絡の記録の慣行から、当該回答も教育長自らではなく秘書係が行い、かつ、当該回答の記録も残していないとの実施機関の説明に、不自然又は不合理な点は認められない。

(4) 実施機関は、本件説明会当日については、上記第4(2)及び上記(2)のとおり話し合いの記録を残す必要はない旨、本件説明会の開催後については、上記第4(4)のとおり話し合いは行われていない旨説明する。

本件説明会及び本件交流会の性格については、上記(1)のとおりであるから、このような実施機関の説明は不自然とは言えない。

なお、当審査会において本件説明会及び本件交流会への出席に係る教育長の旅行命令簿を見分したところ、復命内容として、来賓挨拶を行ったことのみが記載されており、本件説明会において何らかの話し合いを行ったことについては、その相手を含め、何ら記載されていないから、本件請求文書には該当しない。

(5) 以上のことから、実施機関が、本件請求文書を作成又は取得していないため、これを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
29. 10. 26	・ 諮問を受けた。
30. 6. 22 (平成 30 年度第 2 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
30. 7. 20 (平成 30 年度第 3 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第 2 部会】

兒 玉 浩 生	弁 護 士
日 山 恵 美	広 島 大 学 大 学 院 教 授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広 島 修 道 大 学 教 授